

# インフラ事業評価とアカウンタビリティ

## 1. アカウンタビリティとは

インフラ事業を進めるにあたっては、意思決定過程の透明性、公平性を確保し、事業の内容について社会面、経済面、環境面等のさまざまな観点から総合的に検討することが求められる。インフラ事業の事前評価、再評価、事後評価が制度化されることにより、インフラ事業に関するアカウンタビリティの向上に貢献してきた。

アカウンタビリティは、委託者と受託者の2者間で、受託者がその成果を委託者に対して説明する責任を意味している。インフラ事業に関わるアカウンタビリティは、伝統的な2者関係の問題として捉えきれない複雑な内容を持つ。間接民主主義では、立法機関は行政機関を政治的に統制することにより、自らの政治的アカウンタビリティを果たす。行政機関は立法機関に対してアカウンタビリティを示す義務があるが、行政が市民に対して直接アカウンタビリティを示すことが求められるようになった。

インフラ事業のアカウンタビリティを考えると、「なぜ、行政機関が立法機関だけでなく、市民に対してアカウンタビリティを直接示す必要があるのか」という問題に答えなければならない。行政の裁量範囲は格段に拡大するとともに、政策決定における専門的・科学的判断の重要性が増加してきた。行政の内的統制によるアカウンタビリティの重要性が増加している。さらに、市民の生

活水準の向上や価値観の多様化と付随して市民の行政に対する要望水準が増加し、行政と市民とのコミュニケーションを進めることが不可欠になった。その結果、インフラ事業の専門的アカウンタビリティが重要になった。

## 2. 意思決定と正統性

アカウンタビリティは行政が市民の信頼を獲得するための手段である。行政と市民の間でお互いに合意する条件を引き出し、無用な紛争を防ぐうえで重要である。事業の失敗がもたらす損失の最終的な負担者は市民である。したがって、行政は事業遂行の妥当性に関して、可能な限り市民の賛同を獲得しておくことが要請される。

多様な利害関係が存在する中で、すべての関連主体を満足させるような意思決定は不可能である。そこで、「どのような意思決定を妥当なものとして認めるか」という正統化の問題が重要となる。インフラ整備に関する正統性は、実用的正統性、道徳的正統性、認識的正統性という視点から議論される。実用的正統性は、インフラ整備がそれに関連する人々の利益の増進につながるかどうかを評価する。インフラ整備の実用的正統性を確保する手法として、費用便益分析等が利用される。道徳的正統性は、行為が正しいかどうかという評価に基づく。道徳的正統性における評価は、「行為の結果」、「行為の手続き」、「行為主体」に対する

京都大学 経営管理大学院  
経営研究センター長・教授

こばやし きよし  
小林 潔司



評価に分類される。行為がもたらす結果の評価は、不利益を被る主体や環境に対して十分な配慮がなされ、可能な限り負の影響がおよぶ範囲を縮減し、その影響を緩和するための対策が十分かどうかを議論する。行為の手続きに対する評価とは、インフラ整備に関わる意思決定が、手続き的に妥当であり、その過程の透明性が保証されることを意味する。行為の主体に対する評価とは、行為の主体が受託者として適切な誘因・報酬構造を有しているかという問題である。ある主体が利益相反する目的を有する場合、適切な誘因・報酬構造を有しているとは言い難い。認識的正統性は、社会的に必要性が認識されているかどうかを、理解可能性と当然性という視点から評価する。理解可能性は、説明の内容が一般の人々にとって分かりやすいかどうかである。当然性は、事業に対して十分に議論や検討がなされ、成熟した内容になっているかどうかを意味する。

インフラ事業に関する意思決定では、公共事業評価やパブリックインボルブメントを導入した計画プロセスが制度化されている。インフラ事業の意思決定が正統性を持つためには、一義的には実用的正統性、道徳的正統性を達成することが必要である。最終的には、インフラ整備がプラス・マイナスの影響に関して、事前に十分に検討し、認識的正統性を確保しえたかどうか重要な課題となる。

### 3. 行政的判断の正統性

地域の生活者や企業、納税者や各種団体等、さまざまな利害関係や多様な価値観が存在する中で、インフラ整備に関わる意思決定がなされる。このような意思決定の正統性を担保するうえで、プロフェッショナルによる分析、評価、監査が重要な役割を果たす。プロフェッショナルには、科学的・技術的判断における厳密性が要求される。しかし、利害関係者は自分の関心にとって有用であるか、技術的な判断が常識的な内容であるかどうかを問題とする。行政は、技術的判断の厳密性を重要視するか、実践的な観点に立って、利害関係者の関心を受け入れるかを判断しなければならない。

現在、わが国で実施されている公共事業評価は、特定の事業の妥当性に関するプログラムアカウントビリティを目的としており、政策の妥当性を議論する政策アカウントビリティを対象としている訳ではない。そこでは、事業が有する実用的正統性、道徳的正統性、認識的正統性に対する判断が問われる。とりわけ、行政に最終的に求められるのは、認識的正統性に関する判断である。行政と利害関係者の間で、対象とする事業がもたらす効果・影響について十分に議論し、異なる価値観や利害関係に関する相互理解を深めることが必要である。